|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ホ ー ル 使 用 申 請 書 | 係　員 | 係　長 | 課　長 | 受付　　　　・　　・ |
| 決裁　　　　・　　・ |
|  |  | 施行　　　　・　　・ |
| 　　　年　　　月　　　日　　大　和　市　長　　あて　　　　　　　　　　　　　　　　　 　〒　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 住　所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者 団体名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　次のとおり申請します。 |
| 行事名 |  | 使用人員 | 人 | 整理員氏　名 |  |
| 使用目的 |  | 入場料金等徴収有無 | * 無
* 有　（　　　　　　　　円）
 |
| 団体種別等 | □保健福祉団体　　□社会福祉施設　　□市主催・共催　　□国・他の公共団体□社会教育団体　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 使用年月日等 | 年　　　月　　　日（　 　）　□午前　□午後　□夜間　□全日　 |
| 年　　　月　　　日（　 　）　□午前　□午後　□夜間　□全日　 |
| 年　　　月　　　日（　 　）　□午前　□午後　□夜間　□全日　 |
| 使用室名・設備等 | □ ホール | □ 音響設備 | □ 照明設備 | □その他（　　　　　　　　　　）□ 舞台のみ　　□ ピアノ使用 |
| 使用料 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 　　合　　　計　　　　　　　　　　　円 |
| 決定区分 | * 承認する。　　　　　　□　承認しない。
 |
| 徴収区分 | * 全額徴収　　　　　　　□　免　　除
 |
| 条件 |  |
| 承認しない理由 |  |

* 太枠の中のみ記入してください。　　　　予 ・ Ｓ ・ ＰＣ ・施
* **大和市保健福祉センター条例第5条に規定するセンターホールの使用不承認理由は、次の　　とおりです。**

（使用の不承認）

第５条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用の承認をしない。

(１)　センターの秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認めたとき。

(２)　センターの建物及びその附属設備等を損傷又は亡失するおそれがあると認めたとき。

(３)　集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めたとき。

(４)　その他市長が管理上その使用を不適当と認めたとき。

**◎上記第5条に該当する場合の具体的ケースは、概ね次のとおりです。**

1. 申請書類の記載事項に虚偽が認められるとき。
2. 泥酔者、薬物中毒者等是非弁別能力又は行動制御能力が欠けた状態の者が申請しにきたとき。
3. 建物又は設備を損傷又は汚損するおそれがあると認められるとき。
4. 指定暴力団その他集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある団体又は組織の利益になると認められるとき。
5. 禁制品を持ち込むおそれがあるとき。
6. 騒音、臭気、火気等を発生させ、施設内の他の利用者若しくは施設の周辺住人の人体に危険を及ぼし、又はそれらの人々の財産を損傷するおそれがあるとき。
7. 施設の設置目的から逸脱した使用目的であることが顕著なとき。
8. 葬儀、告別式又は宗教上の儀式若しくは式典その他これらに類する行事を行うため施設を利用するとき。
9. 犯罪を行うおそれがあるとき。
10. 過去の利用実績において、条例、規則若しくは施設の利用上の遵守事項に違反し、又は管理上の指示に従わなかった者が申請した場合において、再度同じ行為を繰り返すおそれがあるとき。
11. 物品の販売、興業等専ら営利目的で使用しようとするとき。
12. その他、上記(1)～(11)に準ずると認められるとき。